



ほっかいどう

第191号
令和6年
9月号



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

職場内での回覧・配付にご協力をお願いします！

今月号のトピックス

- 2023年度決算（見込み）と北海道支部の取り組み
- インセンティブ制度について
- 健診結果の提供方法
- 健康経営に取り組みませんか？

マイナ保険証利用申込みのお願い

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は廃止されます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の利用申込みが必要です。詳細はリンク先のページをご覧ください。



2023（令和5）年度決算（見込み）と北海道支部の取り組み

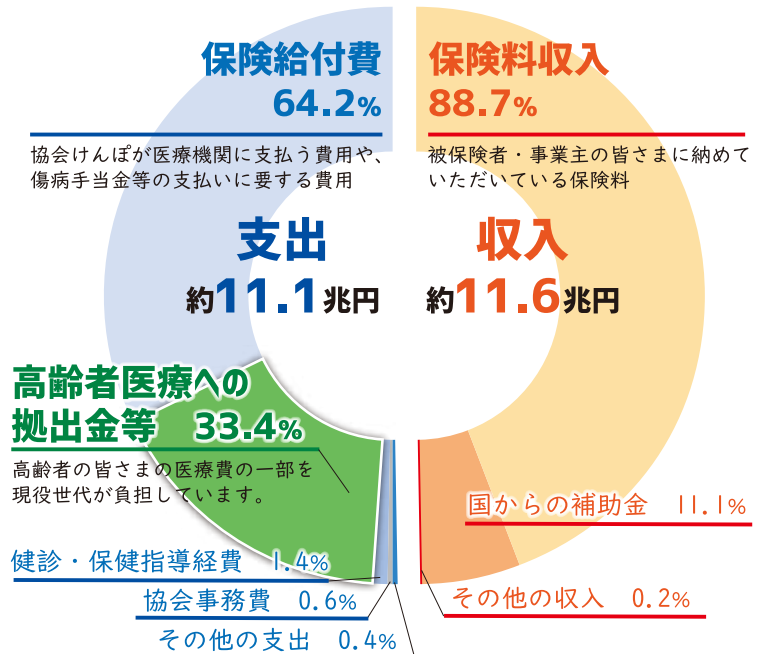
2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

2023年度決算（見込み） | 医療分 (単位：億円)

収入	保険料収入	102,998	(+2,577)
	国庫補助等	12,874	(+418)
	その他	233	(+16)
	計	116,104	(+3,011)
支出	保険給付費	71,512	(+1,993)
	拠出金等	37,224	(+1,358)
	その他	2,705	(▲683)
	計	111,442	(+2,668)
単年度収支差		4,662	(+343)

※（ ）内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



北海道支部の医療費適正化の取り組みについて

令和5年度に実施した医療費適正化の取り組みの一部をご紹介します。今後も北海道支部の事業にご協力をお願いいたします。

上手な医療のかかり方の働きかけ

医療機関を受診する際に、医療のかかり方を見直すことで、自己負担の軽減や医療費の適正化につながります。

総合促進通知



「上手な医療のかかり方」の周知・広報を目的とした総合促進通知を20,000人に送付しました。

SNS広告を活用した広報



「上手な医療のかかり方」の普及促進のため、XやInstagramで、マンガによる広告を展開しました。

インセンティブ制度について

? インセンティブ 制度とは？

加入者及び事業主の皆様の取り組みを5つの評価指標に基づき支部ごとに順位付けし、上位15支部は順位に応じたインセンティブが付与され、支部ごとの健康保険料率に反映される仕組みです。令和4年度の取り組み結果は令和6年度の健康保険料率に反映されます。

健康保険料率の引き下げには皆様のご理解とご協力が不可欠です。

令和4年度実績の北海道支部の順位

総合 **46** 位 / 47支部中

特定健診等の
実施率

1 **45** 位

特定保健指導
の実施率

2 **44** 位

特定保健指導
対象者の減少率

3 **44** 位

医療機関への受診勧奨
基準において速やかに
受診を要する者の医療
機関受診率

4 **36** 位

ジェネリック医薬品の
使用割合

5 **15** 位

北海道支部の順位を上げるためには…

被保険者様は「生活習慣病予防健診」！

35歳から74歳の被保険者（ご本人）様は、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診できます。

ぜひご利用ください。

おすすめポイント

●お得に受けられる！

費用総額約19,000円の健診が最大5,282円の自己負担で受診できます！

●検査項目が充実している！

定期健診の検査項目に加えてがん検診を含む充実の内容です。

●健康サポート（特定保健指導）が受けられる！

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方は、保健師等の専門家から生活習慣改善のサポートを無料で受けられます！

生活習慣病予防健診を利用していない 加入者様は「事業者健診」！

労働安全衛生法に基づく定期健診（事業者健診）を実施している事業主様は、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を利用していない加入者様の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

健診結果の提供方法や
メリットについては、
次ページをご覧ください。



被扶養者様は「特定健診」！

40歳以上の被扶養者（ご家族）様は、協会けんぽの「特定健診」を受診できます。

ぜひご利用ください。

おすすめポイント

●健康サポート（特定保健指導）が受けられる！

健診結果の提供方法

提供方法は
2パターンございます。

提携先の健診機関の情報
や提供依頼書の取得、提
供が義務付けられている
検査項目等はこちら



パターン
1

健診機関が協会けんぽの提携先である場合 ⇒ 協会けんぽへ「提供依頼書」を提出

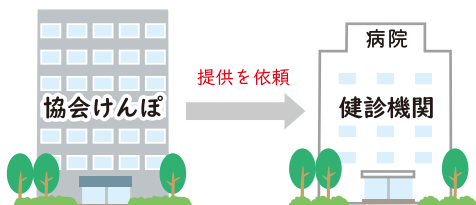
提供依頼書を一度ご提出いただくと、健診機関の変更がない限り、毎年度協会けんぽから健診機関に対し健診結果の提供を依頼するため、事業所様の負担が少ない方法です。



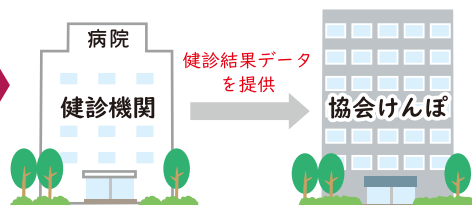
提供依頼書にご記入いただいた健診機関と提携関係がない場合等はパターン②の対応をお願いすることがございます。

1 「提供依頼書」を
協会けんぽに郵送で提出

2 協会けんぽが健診機関に
健診結果データの提供を依頼



3 健診機関が協会けんぽに
健診結果データを提供



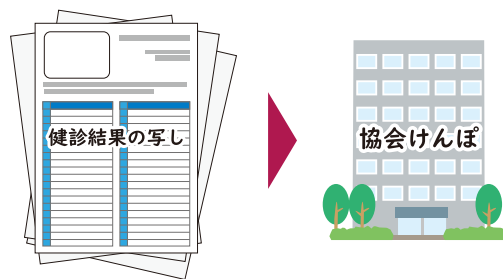
パターン
2

健診機関が協会けんぽの提携先でない場合 ⇒ 協会けんぽへ健診結果の写しを提出

健診機関が協会けんぽの提携先でない場合は、直接協会けんぽに健診結果の写しの提出をお願いいたします。Excel等で管理されている場合は、CDに格納した状態での提出も可能です。



ご提出いただいた健診結果に項目不足等がありますと追加の書類提出等の対応をお願いすることがございます。



健診結果の提供で受けられるメリット

無料の健康サポート（特定保健指導）が受けられます

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方は、保健師等の専門家から生活習慣改善のサポートを無料で受けられます。

ご自身の健康管理に役立てられます

マイナポータルで健診結果を閲覧できるようになるため、健診結果を経年で比較し、ご自身の健康管理に役立てることができます。

健診結果の閲覧方法

マイナポータルにログイン



マイナポータルにログイン
トップバナーの表示を選択

わたしの情報から特定健診情報・
後期高齢者健診情報を選択



特定健診情報・後期
高齢者健診情報を選択

特定健診情報、後期高齢者健診情報を表示



健康保険証情報を表示
PDFをダウンロード可能



健診結果を経年で比較ができるように実施日
を選択することで、基本項目を並べて表示
※令和2年度実施分以降の情報が対象

健康経営に取り組みませんか？

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営®」とは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。従業員の健康増進、組織の活性化、生産性の向上により業績や企業価値の向上が期待できます。

健康事業所宣言

協会けんぽ北海道支部では、「健康経営」に取り組む事業所であることを内外に宣言（健康事業所宣言）した事業所へのサポートを行っております。

健康事業所宣言にエントリーした事業所数

約3,200社

(令和6年7月末時点)

健康保険委員会
に登録いただいている
事業所様のうち、
3社に1社！

健康事業所宣言の

●エントリー要件

エントリー要件は以下の5つです。

- ①健康診断の実施
- ②再検査・要治療者への受診勧奨の実施
- ③健康サポート（特定保健指導）の実施
- ④職場の健康プランを設定し取り組む
- ⑤健康保険委員の登録



エントリー要件の詳細や
提出書類のダウンロードはこちら

協会けんぽ北海道 始めよう健康事業所宣言

検索

●エントリー方法

以下の2点を協会けんぽ北海道支部にご郵送ください

- 健康事業所宣言エントリーシート
- 提供依頼書

次のステップ

健康経営優良法人認定制度の認定取得！

「健康経営優良法人認定制度」とは、特に優良な健康経営を実践している法人を日本健康会議が認定する顕彰制度です。認定取得には、加入している保険者（協会けんぽ、国保組合等）が実施している健康宣言事業への参加が必須です。北海道支部加入の事業所様の場合、まずは「健康事業所宣言」へのエントリーが必要になります。

「健康経営優良法人
2024」に北海道支部
加入の事業所様から

537社

が認定されました！

大規模法人部門 22社
中小規模法人部門 515社

認定までの流れ

1 宣言

「健康事業所宣言」
にエントリーする。

2 実践

健康経営を
実践する。

3 申請

申請書を取得し、必要事項を入力
のうえアップロードする。

申請受付期間

(大規模) 8月19日～10月11日
(中小規模) 8月19日～10月18日

4 認定

認定要件を満たして
いた場合、3月頃に
認定通知が届きます。



発行元



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階
TEL (011) 726-0352 FAX (011) 726-0379



健康保険委員の新規申込、交代、事業所の名称・所在地変更などの届出用紙は、北海道支部ホームページに掲載しています。